

フランス大統領選の思考実験

発表日：2017年2月28日(火)

～フィヨン候補起訴時のシナリオ～

第一生命経済研究所 経済調査部

主席エコノミスト 田中 理

03-5221-4527

- ◇ 混戦が続くフランス大統領選は、中道候補の出馬見送りでマクロン候補が大きく支持を伸ばす一方、スキャンダルが発覚したルペン候補、不正報酬疑惑で本格的な司法捜査（予審手続き）が開始されるフィヨン候補は、今のところ目立った影響を回避している。マクロン候補がこのままの勢いを持続し、大統領に就任するか、新たな展開が待ち構えているのか、選挙戦の行方は予断を許さない。
- ◇ 予審手続きには時間が掛かり、選挙期間中にフィヨン候補が起訴される可能性は低い。万が一、起訴される場合も、共和党は別の候補の擁立を目指すだろう。立候補の届出期限である3月17日以降に起訴された場合、憲法第7条の規定に準じ、投票延期や再選挙が認められる可能性がある。但し、初回投票から決選投票までの間に起訴された場合、フィヨン候補のまま決選投票を戦うか、他党に決選投票進出の座を明け渡すかの決断を迫られよう。前者の場合、ルペン大統領の誕生リスクが高まる。

フランス大統領選は4月23日の初回投票まで2ヶ月を切り、引き続き混戦模様だ。過去3回の大統領選に出馬し、最近の世論調査で5%程度の支持を得ていた中道政党・民主運動のバイルー候補は2月22日、出馬見送りと独立系のマクロン候補を支持することを表明した。その後に発表された初回投票の世論調査でマクロン候補の支持が5%ポイントほど上昇し、現在トップを走る国民戦線のルペン候補に数ポイント差に迫っている（図表1）。また、世論調査で2%程度の支持を獲得していた環境政党・緑の党のジャド候補も23日、出馬見送りと社会党のアモン候補を支持することを表明したが、アモン候補の支持はその後伸び悩んでいる。アモン候補と左翼党のメランション候補は左派候補の一本化に向けた話し合いを続けているが、24日の話し合いも物別れに終わった。なお、3月17日が立候補の届出期限となる。

ここ数日の世論調査は、マクロン候補の支持率が上昇する一方で、アモン候補の支持率がやや低下し、その他候補の支持率はほとんど変わっていない。マクロン候補がバイルー票の取り込みに成功したことや、社会党の有力議員がマクロン支持を表明し、社会党内の中道票の一部がマクロン候補に流れていること、態度保留者がマクロン支持に傾いていることが示唆される（バイルー候補の出馬を前提としない世論調査でもマクロン候補の支持が伸びている）。このままマクロン候補が二番手以内をキープすれば、決選投票でルペン候補を破り、次期大統領に就任する可能性が高い（図表2）。ただ、マクロン候補の最近の支持率上昇は、ルペン候補やフィヨン候補の票を奪っている訳ではない。マクロン候補の支持層は浮動票が多いことや、政策が具体性に欠ける、テロ対策や外交・安全保障での手腕が未知数との指摘もあり、マクロン候補がこのままの勢いを持続できるかは予断を許さない。この間、ルペン候補周辺にも、欧州議会の政党助成金で国内の政治活動をサポートするスタッフを雇い入れた疑惑や不正な企業献金を受け取った疑惑

が浮上しているが、目立った支持率の低下は確認されない。勤務実体のない家族が議員スタッフとしての公的な報酬を不正に受け取っていたとの疑惑がフィヨン候補に大きなダメージを与えたのとは対照的だ。この辺りは、ルペン候補によるメディア批判が功を奏している面や、ルペン候補の支持者が同氏に道徳的な清廉性を期待している訳ではないことも影響しているのだろう。

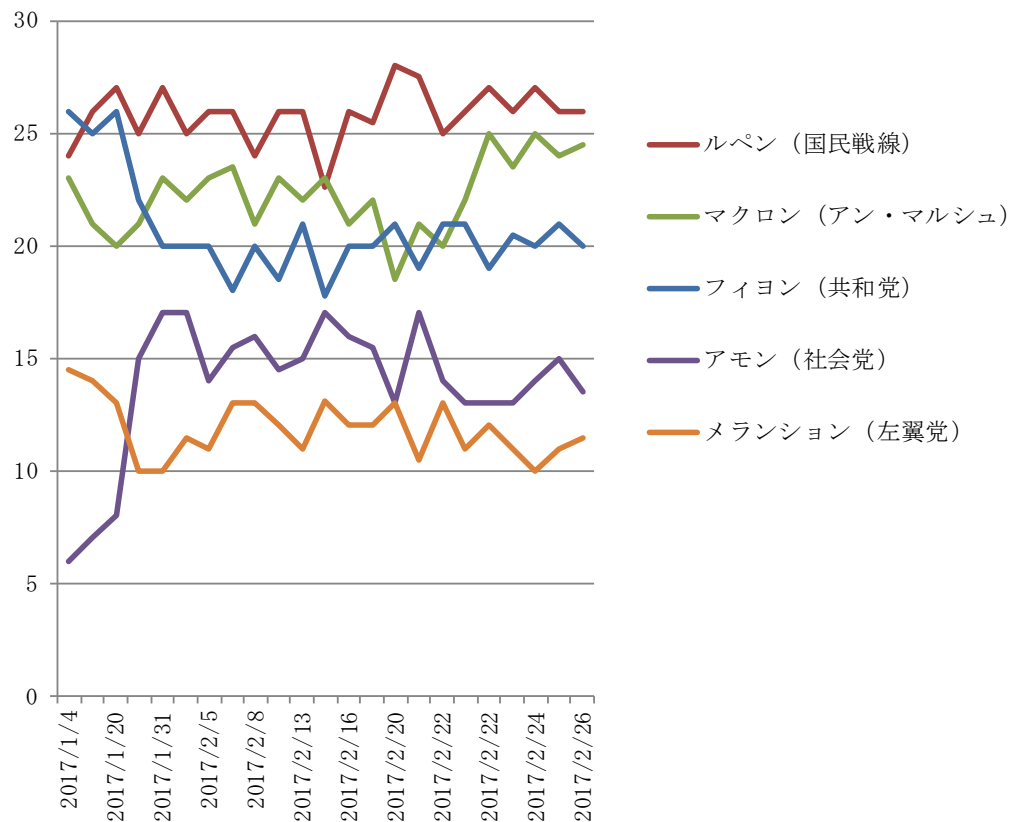
家族の不正報酬疑惑による支持率低下から立ち直りつつあったフィヨン候補だが、金融検察当局は24日、検察による予備調査から、予審判事による司法捜査に切り替えることを発表した。公金横領、斡旋利得、開示義務違反の嫌疑について、起訴するに足る十分な証拠があるかを判断する予審手続きを開始する。予審手続きには通常かなりの時間を要するうえ、立候補者への訴追は中断される不文律があるともされ、大統領選前にフィヨン候補が起訴される可能性は低い。仮にフィヨン候補が大統領となった場合、大統領任期中の不逮捕特権により訴追を免れる（但し、フィヨン候補の家族は訴追を免れない）。当面の起訴を免れる可能性が高まったことで、フィヨン候補は選挙戦での新たなダメージは避けられそうだが、今後有権者から厳しい批判に晒されよう。万が一、予審手続きが想定以上に迅速に進み、投票日までに起訴されるようなことがあれば、選挙戦に大きな影響を与えることが予想される。とりわけ、フィヨン候補とルペン候補が初回投票を勝ち抜き、決選投票までの2週間の間にフィヨン候補が起訴される事態となれば、米大統領選でのクリントン候補の“メール問題”の二の舞となりかねない。

選挙戦の途中でフィヨン候補が起訴され、出馬が難しくなった場合、共和党は新たな候補者の擁立を目指すことが予想される。問題は立候補の届出期限を過ぎた後に同氏が起訴された場合だ。筆者の知る限り、こうした際に予め決められた手順はないが、大統領の選出手続きについて定めた憲法第7条が参考になりそう。そこでは、以下の3つの期間に分けて、大統領選挙の立候補者が選挙期間中に死亡もしくは職務不能となった場合の選出手続きについて定めている。

- 立候補の届出期限の30日前までに立候補を表明していた者が、締切日までの7日間（つまり3月10日から17日の18時までの間）に死亡もしくは職務不能となった場合、憲法院（フランスの憲法裁判所に相当）は投票の延期を決定することができる。
- 届出期限から初回投票までの間（つまり3月17日の18時から4月23日の間）に、候補者が死亡もしくは職務不能となった場合、憲法院は投票の延期を宣言する。
- 初回投票から決選投票までの間（つまり4月23日から5月7日の間）に、決選投票への進出を決めた候補者が死亡もしくは職務不能となった場合、憲法院は改めて選挙を最初から行なうことを宣言する。

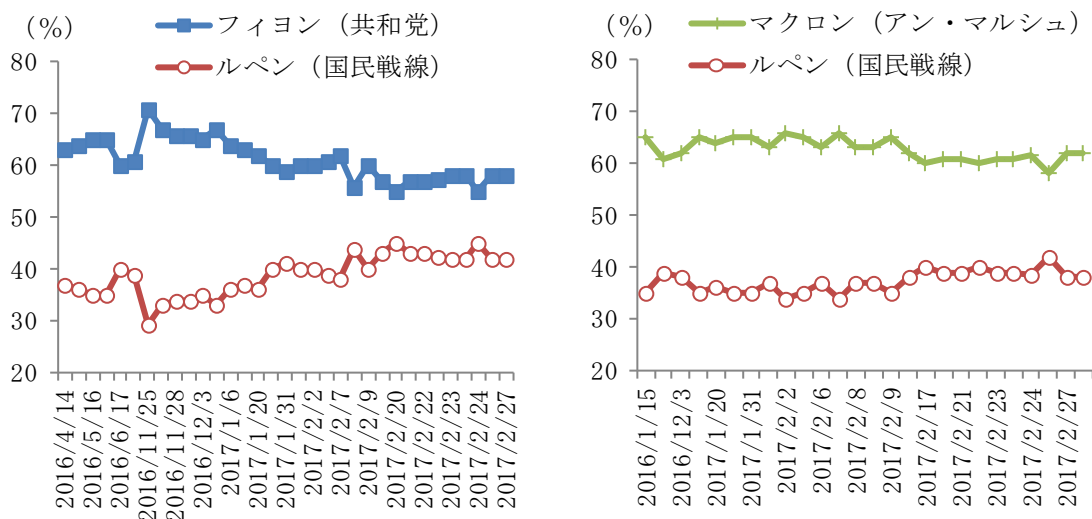
ここでいう「職務不能」は病気などを指し、起訴による出馬辞退を想定している訳ではない。ただ、右派を代表する共和党の候補者を欠いた大統領選挙は民意を反映しているとは言えず、政治的に受け入れられそうにない。憲法第7条の規定に準ずる形で、選挙の延期や再実施となる可能性があるだろう。もっとも、決選投票進出者が辞退する場合、初回投票で3番目に多い票を獲得した候補が決選投票に進出するのが通常の取り決めだ。共和党が新たな候補者を擁立し、改めて選挙を行なうことが認められるかは不透明で、そのままフィヨン候補で決選投票を戦うか、他党に決選投票進出の座を明け渡すかの決断を迫られそう。前者の場合、ルペン大統領誕生の恐れが高まることは言うまでもない。

(図表 1) フランス大統領選の世論調査 (初回投票、%)



出所：各種世論調査より第一生命経済研究所が作成

(図表 2) フランス大統領選の世論調査 (決選投票)



出所：各種世論調査より第一生命経済研究所が作成

以上